

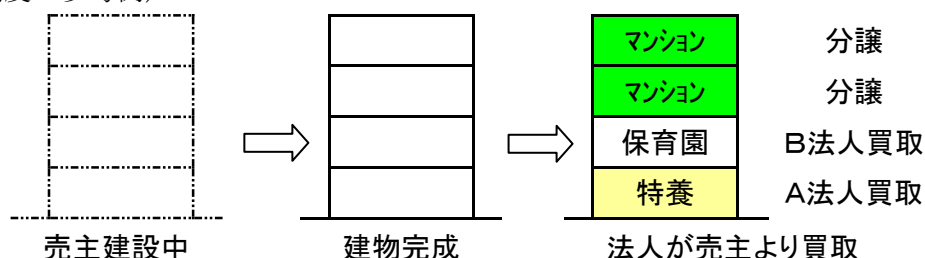
買取補助制度について（概要）

1 買取補助制度とは

～買取による特別養護老人ホームの創設に対しても補助金を交付します～

- ① 売主が特別養護老人ホームを含む複合施設等を建設します
- ② 社会福祉法人等は建設された特別養護老人ホームを事業者から買い取ります
- ③ 東京都が社会福祉法人等に補助金を支払います

(制度の参考例)



- ※ 社会福祉法人等が受け取る補助金の額は、通常の創設の場合と同額です。
- ※ 建物全体の買い取りを行う場合は、当制度を利用できません。
- ※ 計画内容により、当制度を利用できない場合があります。

2 提出書類等について

- ・ 計画書、協議書

→通常の創設と同様の書類に加え、追加書類があります。詳細は、提出書類一覧をご覧ください。

☆提出書類の様式は下記の URL からダウンロードできます。

(東京都福祉保健局トップページ>高齢者>高齢者施設>特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設))

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/tokuyou/index.html>

- ・ 交付申請、実績報告等

→審査会終了後にあらためてご説明します

- ※ 必要に応じて、提出書類以外の資料の提出を求められることがあります。
- ※ 書類作成の際には、【資料 No.5】の注意事項を参照ください。

3 相談・申請窓口について

- ・ 本補助制度についてのお問い合わせ先
福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備担当（特養班）
（TEL03-5320-4265・FAX03-5388-1391）
- ・ 補助協議は社会福祉法人与都担当者で行います。設計事務所、コンサルティング会社、ディベロッパー会社のみとの協議は一切行いません。
- ・ 相談等のためご来庁される場合は必ず事前にご予約をお取りください。連絡なくご来庁された場合はご対応できない場合がございます。